

オーストリア1934年連邦憲法と職能身分制国家  
—オーストリアファシズム独裁制の時代 (1933年~1938年) — (2)

奥 正 嗣\*

**The Austrian Federal Constitution of 1934 and  
the Status State (Ständestaat)**  
— **The Era of Austrian Fascism Dictatorship (1933~1938) — (2)**

Masatsugu Oku\*

**Abstract**

This paper examines the Austrian Federal Constitution of 1934. The Austrian Federal Republic Constitution of 1929 did not bring satisfactory results for all Austrian people, but produced conflicts between some political parties. In such unstable political conditions, the federal government made an attempt to abolish Austrian democracy, and suspend parliament (Nationalrat) and the constitutional Court (Verfassungsgerichtshof).

A new constitution (Verfassung 1934) was proclaimed on 1st May, 1934. This constitution was passed by a rump parliament (Rumpfparlament) composed of only the Government party. This constitution aimed at "a Christian, Germanic, federal state based on corporatism." The president and the federal government exercised state power instead of parliament, which was an advisory body. On 13th March 1938, the Austrian federal State (Bundesstaat Österreich) became one state (Land) in the Third German Empire because of the unification of the two nations, and Austria fell under the control of the legislative, administrative and judicial power of Germany.

**キーワード**

オーストリア憲法、オーストリアファシズム、職能身分制国家

---

\*おく まさつぐ：大阪国際大学現代社会学部教授 〈2013.10.31受理〉

目次

はじめに

第1章 1933年から1938年までの歴史的背景

1. オーストリアの国内的状況－独裁制への途－
2. オーストリアの対外的状況

第2章 1934年憲法

1. 1934年憲法の制定
2. 1934年憲法の本質とその性格
3. 連邦と州への権限分属
4. 連邦の諸機関と権限

(1) 連邦の立法

①連邦の通常立法

(i) 諮問機関、議決機関

(以上、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第27巻、第2号、2014年1月)

(ii) 連邦立法の方法

(iii) 連邦総会

②連邦の特別立法

③通常立法か特別立法かについての連邦政府の裁量権

(2) 連邦の行政

(3) 連邦の司法

(4) 教会権 (教会支配)

5. 州の諸機関と権限

6. 市町村 (ゲマインデ)

7. 法治国家性の喪失

おわりに

1. 1934年憲法のさまざまな問題点

2. 1934年憲法と歴史的残滓

(以上、本号)

4. 連邦の諸機関と権限

(1) 連邦の立法

①連邦の通常立法

(ii) 連邦立法の方法

法案 (議案) 発案権は、もっぱら連邦政府に帰属した。代議員は法案を提示する可能性を何ら有しなかった。連邦政府は、その法案をまず諮問機関に諮問のために、状況によっては期限を設けて、提出しなければならない (61条1項)。諮問機関 (定足数などにつき、60条1項参照) は、法案を非公開の会議で (59条2項)、専門家としての意見を作成する (61条5項)。諮問機関が専門家としての意見を作成する際には、上述した (4. (1) ①

(i) a.) ように、國務評議会は、その法案が国家高権、公共の福祉、合目的な法律執行の要請に合致しているかどうかについてのみ審査しなければならないという内容上の制限に服した。また、連邦文化評議会は文化的観点からのみ、連邦経済評議会は経済的観点からのみ、州評議会は州の利益の観点からのみ、意見を述べるべきものとされた（61条6項）。連邦政府は、専門的意見を受けてから、または、定められた一定期間経過後、諮問を考慮あるいは無視してその法案を、事情によっては修正された法案を、連邦議会に提出することができる（62条1項）。

連邦議会の会議は、公開の排除が決議されない限り、公開である（59条1項）。連邦議会は、予算、連邦会計決算などの例外を除いて（63条）、それ以上審議することなく、連邦政府によって定められた期間内に、法案を修正なしに受け入れるか、あるいは、拒否するかを、投票によって決議する（62条3項）。すなわち、ここでは、討論も修正も行うことはできないのである。このことは、法案を持ち込む連邦政府の優位性から理解しうる。諮問機関の評議員がすでに、法案を専門的審査に服さしめており、その結果、連邦議会は、諮問機関の一小委員会のごとき存在にすぎなくなっている。連邦政府は、投票の前にいつでも、その法案を撤回し、または、法案の本質に関わらないと考える限り修正を加えることができる（62条4項）。連邦政府によって定められた期間内に連邦議会が何ら議決をしない場合には、連邦大統領は、連邦政府の要請に基づき、両者の責任の下に、法案を命令として発布することができる（148条6項）。単純法律に対する議決には、連邦議会の構成員の少なくとも3分の1の出席の下、投票数の絶対多数を必要とした（60条1項）。連邦憲法律については、“連邦憲法律（Bundesverfassungsgesetz）”と明白に認識できる限り、議員の少なくとも半数の出席の下、投票数の3分の2の特別多数を必要とした（60条2項）。議決後、連邦法律が合憲的に成立したことが連邦大統領によって公証される（66条1項）。続く連邦首相と連邦主務大臣による副署（66条3項）の後、連邦首相が連邦法律を連邦官報で公布しなければならない（67条1項）。連邦議会が法案を否決するならば、連邦政府は、この法案を、連邦大統領を通じて、国民投票に服さしめることができる（65条1項a.）。国民投票において絶対多数で（65条4項）法案に賛成するならば、連邦議会の議決は無効とされ、国民投票の結果がこれに代わる（65条6項）。それゆえに、国民投票による意思形成は、間接民主制的意思形成に優越している。1920年連邦憲法と同様に、公証、副署、官報での公布によって、法律が発効する（66条、67条）。

### (iii) 連邦総会

連邦総会（Bundesversammlung）は諮問機関のすべての構成員から構成された（52条）。連邦総会は、憲法に別段の定めがない限り、連邦大統領によって召集される。連邦議会の議長が連邦総会の長を務める（53条1項）。連邦総会においては、連邦議会の議事規則が準用される（53条2項）。議決は、憲法に別段の定めがない限り、諮問機関、議決機関と同様に、構成員の少なくとも3分の1の出席の下、投票数の絶対多数を必要とした（60条1項）。会議は公開の排除を決議しない限り、公開である（59条1項）。連邦総会は、連邦大統領の選挙に関する候補者の3人提案（Dreiervorschlag）を行う権限、および宣戦布告の決議を行う権限などを有した（52条）。連邦総会の議決は、その議長によって公証され、

連邦首相によって副署される（54条1項）。連邦大統領の選挙に関する候補者の3人提案および宣戦布告の決議については、連邦首相によって公布される（54条2項）。

連邦総会を、レーナーは立法機関として（レーナーは、「連邦の通常立法」の箇所では取り扱っている）、ブラウネーダーは行政機関として（ブラウネーダーは、「行政、中央官庁」の箇所では取り扱っている）位置づけている。ちなみに、連邦総会の1934年連邦憲法上の位置づけは、「第4章 連邦の立法 第1節 連邦立法機関」である。

## ②連邦の特別立法

上述したように、連邦政府は、通常の立法において強い立場にあったが、それとともに、権威主義的な国家体制に応じて、行政は、いくつかの特別立法の可能性を有していた。ここにいう「特別立法」は、エンダー（Ender）が指摘するところによると、国家がその生命を守りその安全を確保するために、通常の立法方法を超えるところの国家の防衛権（Notwehrrecht）である。

### （i）連邦政府の緊急権

1934年連邦憲法によれば、公の安全および秩序の維持のため、国民の重要な経済的利益あるいは連邦の国家財政的利益を守るため、特に、連邦の国家予算を確保するため、連邦議会の議決が憲法的に必要とされる措置を直ちに取る必要があるにもかかわらず、所与の状況においては連邦議会の即座の議決を期待することができない場合、連邦政府は、暫定的な、法律を変更する命令を発布することができる（147条1項）。このような命令は、憲法的法律規定の修正を何ら含むことができない（147条2項）。また最大3年の効力を有するにすぎない（147条6項）。この種の緊急命令は、遅滞なく連邦議会に伝えられ、連邦議会構成員の少なくとも半数の出席の下、その投票数の3分の2でもってその命令の廃止を要請した場合には、連邦政府によって失効させられなければならない（147条5項）。連邦政府は、連邦大統領によって連邦文化評議会と連邦経済評議会が解散されている場合（55条2項）には、この緊急権によって、連邦議会によって否決された法律案を発効させることができない（147条3項）。

### （ii）連邦大統領の緊急権

上述の「（i）連邦政府の緊急権」に述べた条件が存する場合において、国家またはその一部に直接に危険が差し迫っており、その除去のため、連邦政府の緊急命令をもってしては不可能である場合において、連邦政府の提議に基づき、連邦大統領は、緊急命令を発することができる（148条1項）。この連邦大統領の緊急命令も、憲法の全面的改正や国家形態の変更をもたらすことはできず、連邦政府の緊急命令と同様の条件に服するが、個々の憲法的規定を変更することができる（148条2項）。

### （iii）国民投票

国民投票による立法は、通常の立法機関を回避し、あるいは、それに優越する立法方法である。連邦政府の議決に基づき、連邦大統領の命令を経由して（65条5項）、法律案および連邦立法の個々の問題につき、連邦国民の判断に委ねることができる（65条1項）。国民投票は、上述した（4.（1）①（ii））ように、連邦議会が法案を否決した場合に連邦国民への訴えとして行われる（65条1項a.）だけではなく、諮問機関の審議前にあらか

じめ、政府提案について行われる（65条1項b.）。国民投票において政府提案に賛成するならば、諮問機関や連邦議会の介入なしに、直ちに、公証、副署、公布が実施される（65条6項）。同様に、連邦立法の個々の問題についてのみ、国民投票に服させることができる（65条1項c.）。国民投票で賛成が得られるならば、連邦政府は、通常立法の方法による連邦議会の否決に対して、国民投票に相応するところの、法律を修正する政府命令を発することができる（65条6項）。

(iv) 1934年授權法に基づく政府命令

政府命令は、1934年の憲法経過法により、新たな憲法下においても、1934年授權法に基づいて発せられた。政府命令は、法律および憲法を変更する命令として、連邦政府によってのみ発することができる。既に述べた連邦政府や連邦大統領の緊急権のように、緊急状況は要求されない。このように、連邦政府は、1934年授權法により、新たな憲法の発効後においても、留保も制限もなく、憲法立法を含めてすべての立法を行使する権限を与えられたのである。

③通常立法か特別立法かについての連邦政府の裁量権

通常立法権を行使するのか特別立法権を行使するのかについては、連邦政府の裁量に委ねられていたので、連邦政府は、国家指導権が政府にあったこともあって、しばしば、政府命令というより簡単な（einfacher）手段を多用した。ヘルプリンクは、その例として、1934年の水法、1935年の内水航行行政法、1936年の新著作権法などを挙げている。連邦政府は、立法機関の妨害なしに、思うがままに、時には憲法改正規定をも発布する状況にあった。諮問機関および連邦議会は、連邦政府に対して、その専門的知識を提供しなければならなかったが、法律発案権を有せず、また連邦政府の法的意図（Gesetzesvorhaben）も効果的に阻止することができなかつた。こうした諮問機関など現実の政治的影響力を有しない諸機関は、ヤーシッツ（Jagschitz）が指摘するように、一方では、権威主義的決定メカニズムを覆い隠すための舞台装置であり、他方では、政府の長が、ときおり、ただひたすらヒトラーやムッソリーニの政治的ショーに同化させようと試みるための、綱領に則した声明を行うための委員会（Gremium）であった。

(2) 連邦の行政

権威主義的国家概念、および、1934年憲法は一部のみ適用されるにすぎず、大部分は憲法経過法が定めるといふ「憲法の真空状態」は、行政の著しい権限拡張を生ぜしめた。

①中央官庁

(i) 連邦大統領（73条～80条）

連邦大統領は、国家元首であり、連邦国家を対外的に代表する（78条1項）。連邦大統領の権限は、かなりの範囲において、1929年連邦憲法による大統領の権限（1929年連邦憲法65条）と重なる。特に、連邦首相およびその他連邦政府構成員の任免権が連邦大統領に帰属している（82条1項）。さらに、官吏に対する服務高権（78条2項a.b.）、連邦総会の召集権（53条1項）、緊急命令権（148条）、恩赦権（78条2項c.d.）などが帰属する。もはや存在しない国民議会（Nationalrat）に関するところの権限（例えば、1929年連邦憲法25条2項、27条2項、28条1項～3項、29条1項など）が、従来の権限から抜け落ちている。

憲法裁判所および行政裁判所の構成員の任命権に代わって、連邦裁判所の構成員の任命権(177条1項)が登場している。国務評議会(Staatsrat)の構成員の任命権(46条1項)が新たに付け加わっている。連邦大統領の固有の権限、法外に憲法的価値を高めた連邦政府との協働、6年から7年への任期延長(73条5項)、従来とは異なる無答責性(80条2項)が、連邦大統領の重要性を高めている。別段の定めが無い限り、連邦大統領は、連邦政府または授権を受けた連邦大臣の提議に基づいてのみ、命令(Anordnung)および指令(Verfügung)を発することができる(80条1項)。連邦大統領の命令および指令が有効であるためには、連邦首相または連邦主務大臣による副署が必要とされる(80条2項)。

連邦大統領の選挙は、全く新たに作られたものである。1934年憲法によれば、連邦大統領は、連邦総会が作成した「3人提案」に基づき、連邦領域内の全市長会議において秘密投票で選ばれるものとされた(73条)。この特有の選挙方法は、地方の保守的要素の支配をもたらしたといわれている。オースリアのすべての市長による選挙につき、連邦首相ドルフスは、1934年5月1日の憲法発布に際してのラジオ演説で、「100年のドイツの歴史において、国民の選ばれた範囲の者が、厳粛な行為によって、その国の指導者を選出してきたということを我々は思い出そうじゃないか。オーストリアの市長が、かつて神聖ローマ帝国の選挙候が行っていた役割を彷彿させるところの任務を実現しなければならないだろう。」と述べ、シュテファン寺院で厳粛な国家的行為によって連邦大統領を選出することができるという思いで熱狂したと伝えられる。また、連邦総会による「3人提案」制につき、1934年憲法の起草者であるメルクル(Merkel)は、連邦大統領を連邦総会の道具にすることなく、同時にまた、国家元首の選出を国民選挙という予測できない偶然から引き離すという妥協を見出している。小さな市(Landgemeinde)から市長が代表されすぎているという点についても、彼は、一定の、かつ予期しえないものではない権威主義的効果を認めている。しかしながら、市長による連邦大統領の選挙については、1938年まで実施されなかった。というのは、在職の連邦大統領ミクラス(Miklas)の任期が、1934年の憲法経過法によって延長されたからである。

1934年憲法では、国民投票による連邦大統領の解職制度は規定されていない(1929年憲法において、任期満了前の国民投票による連邦大統領の解職につき60条6項)。1929年憲法と同じく、任期経過後の再選については制限なく許されている(73条5項)。

メルクル(Merkel)は、連邦の運営につき、連邦大統領と連邦政府の“二頭政治(Duumvirat)”だと語っているが、憲法現実はその反対を示しており、1933年まで右翼政党によって唱えられていた主張とは異なり、1934年憲法における連邦大統領の政治的影響力は、連邦政府に比べて、極めて小さいものであった。連邦首相の事実的にも法的にも(例えば、80条1項、2項)優勢な地位によって、連邦大統領は、本質的に抑制されていたのである。連邦大統領ミクラスは、内政および外政につき何ら知らされず、職能国家の指揮から隔離され、忘れ去られ、職能国家自身も明らかに連邦大統領を廃止することをあえてしようとはしなかったゆえに、ミクラス本人も“過ぎ去った政治制度の生きた記念物”として、その生命を永らえてきたというのが実情であった。

(ii) 連邦政府（81条～94条）

連邦首相、連邦副首相、およびその他の連邦大臣で連邦政府を構成し、連邦大統領に委託されていない限り、最上級連邦行政を執行した（81条1項）。加えて立法において演ずる役割によって、その価値（重要性）を高めている（通常立法および特別立法における役割につき、4.（1）①②）。もちろん、議会に対して政治的責任を負わない（88条1項および173条2項a.の反対解釈）。それゆえに、1934年憲法において、連邦政府は文字通り権力中枢であった。連邦政府は、連邦大統領によって任免された（82条1項）。さらに、同輩中の首席としての連邦首相の地位は、「連邦政府は連邦首相の統率（Führung）の下にある（81条1項）」という憲法条文、権威主義的基本原理、憲法現実から見て、連邦首相の優位的・支配的地位によって取って代わられており、連邦政府内部において、連邦首相は、政治の方針を決定し、それによって個々の連邦大臣がその任された分野の業務を執行しなければならなかった（93条）。

(iii) 会計検査院（149条～162条）

会計検査院は、一般的に、連邦、州、オルト（地区）ゲマインデその他法の担い手（Rechtsträger）の財務執行を検査する（149条1項）。しかし、その公正中立的な概念は、憲法から奪われた。会計検査院は、連邦政府との強い結びつき（151条1項、156条、158条1項、159条5項、160条7項）と、連邦大統領による会計検査院長の任命制（150条2項）によって、1918年以前のかつてのオーストリア帝国における会計検査院と同様な程度において、執行部に従属することとなった。議会の支持、延いては、議会の支持を生じさせる世論による政治的裁断の場も失われた。

②中級および下級官庁

1934年憲法は、1920年ないし1929年憲法から「州の行政」の概念を継承し、同時に、連邦行政を直接行政と間接行政とに区分した（114条～122条）。その結果、いかなる基本的変更も生じなかった。ただし、すでに1933年には、一般公安警察が、連邦の間接行政から直接行政に移された。地方に国家機関としての公安局が設置され、公安局長に従属することとなった連邦警察署に関する命令権など重要な権限が州知事から奪われた。

③自治行政

職業的自治組織は、形式的には、職能身分制国家をめざす1934年憲法の基礎の一つを形作っていたが、農林業と公務という2つの職能身分のみが形成されたに過ぎなかった。それどころかむしろ、従来の自治組織は自治行政の不利に変更され、あるいは、新たな組織にとって代わられた。個々の労働組合に代わる労働組合連合（1934年）、商工会議所に代わる産業連合・金融連合・商業連合（1934～1935年）、医師会に代わるオーストリア医師組織連合（1935年）などである。当時の権威主義的「指導者原理」の下で、自治行政という民主的で不可欠な制度が保障されていたのかどうか疑問であるように思われる。

(3) 連邦の司法

連邦国家への移行を明白に公言していたにもかかわらず、統一国家的に組織された司法が維持されていた。職能国家的要素もそれを壊すことができなかった。「すべての司法は、連邦から生ずる」（98条）のである。連邦主義が考慮されることもなく、また職能国

家的な議論がなされたが、イタリアのファシスト的職能団体的国家組織になじみがないということもあって、職能身分的な司法も考慮されなかった。それゆえに、1934年憲法は、司法について、1920年ないし1929年連邦憲法と一部全く同一に規定した。職能国家的観点から見て、自由的法治国家制度としての司法の独立（101条）が、民族社会主義（ナチス）ドイツとは対照的に、注目をひく。それにもかかわらず、正しくこの司法の領域において、「法治国家性の喪失」が認められ、それが1934年憲法全体を貫いている（後述7.）。1934年の憲法経過法および一連の法律は、“政治的傾向司法”のための法的根拠を形づくった。それにより、ドルフス政府は、警察および司法を、その“政策のための伸びた腕（verlängerter Arm ihrer Politik）”とみなすことが可能となった。

少し敷衍すると、裁判官の独立と配転禁止は、1934年憲法によって保障されていた（101条1項、102条4項）が、1934年の憲法経過法28条などによって、1935年12月31日まで停止されていた。また、裁判官がその地位にとどまること、あるいは、一般的に裁判官の職にとどまるのが、明らかに司法の尊厳を害する、特に、判決の公平がもはや保障されない場合には、連邦司法大臣の処分によって、裁判官を罷免することができた。さらに、司法大臣は、「重要な理由から（aus wichtigen Gründen）」、それゆえに、實際上無制限に、いつでも、すべての裁判所の事務配分に介入する権利を有していた。それゆえに、連邦司法大臣は、それぞれの裁判官を特定の手続から引き離したり、特定の訴訟を委託することもできたのである。

司法と行政の分離は、1934年連邦憲法99条によって保障されており、組織上も実際上も維持されていた。もっとも、措置法律（いわゆる個別法）（Maßnahmegesetz）によって、この境界が不明確になっていた。例えば、連邦政府は、1934年7月25日の反乱・革命の企てに関連する可罰的行為の最終判決について、例外裁判所（非常裁判所）として軍事裁判所の導入に関する連邦法律を發布した。その中で、通常の市民の刑事裁判所ないし戦地軍法会議に代わって、全連邦領域のための軍事裁判所が設立され、国家社会主義者の暴動の企てに関連する可罰的行為についての最終判決の専属的管轄権を有した。

さらに、陪審制が参審制に取って代わられた（106条）。1934年の刑法改正法は、陪審裁判制を廃止し、職業裁判官と素人（しろうと）裁判官が共同で審理するところの参審裁判制を導入した。参審員が、職業裁判官と共に罪責問題について判決することによって、素人的要素が弱められた。1934年6月には、通常手続において、死刑制度が復活した。

検察権については、刑事訴訟における訴追官庁としての役割を超えて、多面的な方法で司法に組み込まれ、国家政府の特別な影響を受けることになったドイツとは異なり、本質的には変更なく、刑事訴訟に制限された。

公法裁判所は、組織的な変更を受けた。すなわち、行政の法律適合性、立法の憲法適合性のコントロールについては、以前の行政裁判所および憲法裁判所の権限を一つにしたところの連邦裁判所（Bundesgerichtshof）が設置され、その権限に属した（163条）。憲法裁判権につき、連邦大臣または州政府の求めに応じて、根本的な重要性を有する行政規則ないし通達（Verwaltungsvorschrift）の解釈について拘束力を有する法的意見を述べる権限が新たに付け加わり（166条）、また、行政裁判権につき、具体的な行政事件についての



行政官庁の不作为を終わらせるための懈怠訴訟（Säumnisbeschwerde）が新たに作られた（164条3項2文、167条4項）。

連邦裁判所の裁判官については、連邦大統領が連邦首相の提議に基づき任命した（177条2項）。1934年の憲法経過法53条によって、連邦裁判所は、1934年7月1日より前に公布された連邦法律または州法律の違憲性の審査をすることを拒否された。法律を憲法違反として破棄・廃止する連邦裁判所の判決は、投票の3分の2以上の多数を必要とした（179条3項）。

#### （4）教会権（教会支配）

1933年の政教条約（コンコルダート）は、1855年の政教条約に比べて弱い形式ではあるが、一部教会権（教会支配）を根拠づけた。1868年に実施された教会と国家の分離を解消することに成功したカトリック教会は、オーストリアファシズムの最大の便乗者の一人であった。1933年の政教条約（コンコルダート）によって、再び、国家のカトリック化といくつかの国家的事務の宗教化が導入された。カトリック教会は婚姻法を定める権限、および婚姻の有効性に関する裁判権、さらに学校に対する宗教的監督権を取得し、カトリック教徒（異教徒との婚姻に関しては異教徒についても）に対して、民法の婚姻法と共に、別居手続は除くが、カトリックの1918年婚姻法と教会の婚姻裁判権が適用された（自由選択制民事婚）（7条）。続いて、強制的な宗教教育が再び導入され、初等中等教育施設・学校においては、カトリックの生徒に対して、独自の授業計画に基づき、聖職者による宗教教育の授与や宗旨の実践を行う権利が教会に認められた（6条）。

カトリック教会から離脱しようとする人々は、強制収容の脅しを受け、また法的根拠なしに逮捕された。連邦政府は、避妊薬に関する情報の禁止、およびその販売の制限によって、カトリック教会の道徳的観念に奉仕した。かくして、支配権の担い手およびイデオロギーの供給者としてのカトリック教会は、権威主義体制の世界観的な保障に協力した。

## 5. 州の諸機関と権限

### （1）州の地位

連邦国家オーストリアは、次の連邦諸州から構成される。すなわち、フォラールベルク、チロール、ザルツブルク、シュタイアーマルク、ケルンテン、オーバーオーストリア、ニーダーオーストリア、ブルゲンラントである（2条）。連邦直轄都市ウィーンは、州直轄都市と州の活動領域を合わせた特別の権利を有する地方自治体であった（136条）。

1934年憲法制定作業は、ときおり、連邦主義者（例えば、憲法大臣エンダー）と中央集権主義者（例えば、ドルフス）の間で、グループを作ることによって進められた。一般的に後者が優位を占めた。その結果、1934年憲法は、連邦国家を宣言していたにもかかわらず、現実の連邦主義は、権威主義的中央集権的国家理念ないし概念と対立するものであり、連邦国家的組織が政策の統一的遂行の貫徹にとって妨害となつてはいけないという方向で示される権威主義的国家指導原理によって、「権威主義的連邦国家」は、州の立法と執行に、中央国家機関の一定程度の影響力の行使を必要とするものであった。それゆえに、州の地位は本質的に弱いものであり、州は、連邦にほとんど全面的に従属しており、

とりわけ行政は、連邦に多種多様に依存していた。州知事は、連邦大統領によって任命され（114条4項）、州知事によってその他の州政府構成員が任命される（114条5項）。特に、憲法移行期にあつては、1934年の憲法経過法29条以下に基づき、連邦首相は、州の行政機関の人的構成に幅広い影響力を保持しており、すべての州行政機関を解任および新たに任命する、ないし任命させる権利を有していた。それゆえに、連邦首相は、州政府を政治的に肅清するための効果的な手段を有していたのである。

また、公安局の設立によって、今まで間接連邦行政において扱っていた一般公安警察権が州知事から奪われ、連邦の直接行政に移され、州知事は公安事務を処理できなくなった。ハプスブルク帝国時代の1873年に新選挙法が施行され、これにより、帝国議會議員は邦議会からではなしに住民（全住民の6%にすぎなかったが）の直接選挙で選ばれることとなり、それ以降、邦（州）が帝国（連邦）の立法に直接に影響力を行使することもなくなっていた。1934年憲法で創設された州評議会（Länderrat）（49条）は、4つの諮問機関の一つにすぎなくなり、本質的に、1920年憲法の連邦参議院（Bundesrat）より弱くなった。さらに、連邦は、通常、1934年授權法に基づく政府立法を用いたので、州は、實際上ほとんど連邦立法に関与できなかった。逆に、州立法に対する中央のコントロールは、州議会のすべての議決は、連邦首相の同意に服する（絶対的拒否権）（111条2項）という規定によって強化された。

以上のような州の依存性は、1861年の邦条例（Landesordnung）に基づくかつての王国諸邦の性格を思い出させる。かつては帝国君主が邦知事を任命したように今や連邦大統領が州知事を任命する。かつては邦法律の成立に君主の裁可が必要であったように今や州法律の成立に連邦首相の同意が必要となった。

州は、固有の立法権限と行政権限を有していたが、権威主義的概念の下、連邦と同様に、立法は行政の背後に退いていた。州法律の発案権は州政府にのみ帰属し（109条2項）、州議会は自ら活動することはできなかった。ウィーンは、州としての地位を失い、州類似の性質を有する連邦直轄都市になった（6.（6）参照）。

## （2）州の立法

ほとんどの州は、かつての1920年連邦憲法の場合もそうであったように、1934年憲法によってあらかじめ指示されていた新たな憲法を制定した。州憲法は連邦憲法に反することは許されなかった（112条1項）。1934年憲法は、州を権威主義的基本原則に従って設立した。それゆえ、州もまた権威主義的国家の形成に寄与することとなった。このことは、州行政（州政府）は州立法（州議会）に対して優位に立っていたということにも示されている。

州の立法権限は州議会（Landtag）に属する（108条1項）。1920年ないし1929年憲法によって設立された州議会（Landtag）は、1934年10月31日に解散された（1934年憲法経過法29条4項）。それに代わり、法律上承認された教会および宗教団体の代表、学校・教育・国民教育組織の代表、学問・芸術・文化部門の代表、州の職能団体代表からなる新たな州議会が登場した（108条2項）。州議会の構成員は、憲法経過法29条に従って、一時的に州知事によって任命された。州権力の担い手は、職能身分に分かれて間接的に意思形成に参

加するところの州公民であったが、この意思形成への参加は、ほとんどもっぱら、従来以上に連邦に義務を負うところの任命を受けた機関によって行われたのである。

州議会は、連邦領域におけるような、諮問機関と議決機関との分離は規定されておらず、両機能を併せ持つ。まずは諮問機関として、それから、再度の議論の可能性のない議決機関として活動する。また、州議会の組織は一院制である。少し詳しく述べれば、次のようになる。

法律発案権は州政府のみが有する（109条2項）。法律発案権を有する州政府が、法律案を州議会に持ち出す。州議会は、まず最初に、連邦領域における諮問機関と同様に、「専門的意見を述べる組織体 (begutachtender Körper)」(109条2項)として、非公開の場で会議を行い（109条1項）、専門家の立場からの意見を作り上げる。その後、州政府は、法案を、修正して、または修正なしに、再度州議会に提出する（109条3項）。今度は、州議会は、連邦領域における連邦議会のように「議決機関」として、法律案を審議することなしに、そのまま承認するか、それとも否決するかを決定できたのである（109条4項）。州議会の賛成の議決があれば、州憲法の規定に従って公証、副署が行われる（110条）。従来と同様に、法案は連邦首相と主務大臣に伝えられる（111条1項）。法律議決には、連邦首相の同意を必要とした（絶対的拒否権）（111条2項）。連邦首相は、法案が連邦首相に到達した日から6週間以内に、同意を拒否したということを州知事に伝えない場合は、同意が与えられたものとされる（111条2項）。その後、州知事は、州公報を通じて公布を命ずることができる（110条）。州議会は、州政府が定める一定期間内に何ら決議を行わない場合は、州知事は、その責任の下、法律案に含まれる諸規定を命令によって発効させることができた（109条3項）。

### (3) 州の行政

州事項の執行は、州政府の権限に属した（114条2項）。州政府は、州知事、その代理人（州副知事）、およびその他の州大臣（最高5人）から構成される（114条3項）。任命に関しては、連邦の影響力が特に顕著である。州知事は、州議会の3人提案制に基づき連邦大統領によって任命される。その任命に際して連邦首相が副署する（114条4項）。州副知事および州大臣については、州知事が任免する（114条5項）。州副知事が州知事のすべての活動領域につき代理を務める場合には、連邦首相の同意が必要である（114条7項）。連邦大統領は、連邦首相の提議に基づき、州知事を罷免することが「でき」（114条4項）、また、州議会の要請（州議会構成員の少なくとも半数の出席の下、投票の3分の2の多数が必要）に基づき、州知事を罷免「しなければならない」（114条4項）。州知事は、州議会の要請（州議会構成員の少なくとも半数の出席の下、投票の3分の2の多数が必要）に基づき、その他の州政府構成員を罷免「しなければならない」（114条5項）。憲法経過法32条によって、連邦首相は、従来の規定に基づき任命された州知事を解任でき、後継者を任命することができた。

州事務局 (der Amt der Landesregierung) に代わって、州知事局 (Landeshauptmannschaft) が登場した。州事務長官 (Landesamtsdirektor) に代わって政府管理官 (Regierungsdirektor) が登場した。政府管理官は、連邦首相の同意を得て、州

知事によって任命される（115条2項）。

管区（Bezirk）行政を担当する管区庁（Bezirkshauptmannschaft）については、本質的な変更はない。行政管区の頂点には、管区長（Bezirkshauptmann）が存在した。管区長は、連邦首相の同意を得て（115条6項）、州知事によって任命される。

## 6. 市町村（ゲマインデ）

1934年憲法（123条～135条）および州の実施法律として発布される市町村条例（Landesordnung）が、市町村の法的基礎を形づくっている。しかし、連邦憲法に直接関係づけられることはなく、ともに、それらの規定は、従来の市町村法、特に、1862年の帝国市町村法（Reichsgemeindegesetz）に委任しており、その概念も基本的に引き継がれており、内容的にも、かなりの連続性が存在していた。

### （1）担い手、意思形成

市町村権力の担い手は、市町村住民である。職能身分組織の代表を通じて間接的に意思形成に関わる（127条1項）。1918年より前のかつてのオーストリア帝国におけるのと異なり、市町村住民による市町村機関の直接選挙は行われない。

### （2）機関

#### ①議決機関

議決機関として、市町村議会（Gemeindetag）が存在した（126条1項）。市町村議会は、従来の市町村議会（Gemeindeausschuß, Gemeindevertretung, Gemeinderat〔以前のGemeinderatであり、1934年憲法においては、市議会議員の中から市議会によって選出され、市町村長を補助する者（市町村参事）（最高5人）を指す（126条1項）。〕）に代わって登場した。大きな市町村においては、州議会（Landtag）と同じ方法で（127条1項）、小さな市町村においては、州議会と類似の方法で構成され代表が送られるべきものとされていた（127条2項）。しかし、現実には、憲法経過法39条以下に従い、既存の市町村議会が活動を続けていたか、あるいは、州知事によって新たな市町村議会が任命された。社会民主党と国家社会主義（ナチ党）の議席は、前もって既に消滅したものとされていた。市町村議会は、個別の行政分野について、その議員の中から任命された特別行政委員会を作ることができた（127条4項）。

#### ②執行機関

市町村の執行機関として市町村長（Bürgermeister）がいる（126条1項）。比較的大きな市町村においては、市町村参事（Gemeinderat）（最高5人）によって補助される（126条1項）。市町村長も市町村参事も市町村議会によって選ばれる（市町村長につき130条1項、市町村参事につき126条1項）。州直轄都市の市長の選出については州知事の承認が必要であり、その他の市町村の市町村長の選出については管区長の承認が必要である（130条2項）。市町村役場（Gemeindeamt）が市町村の職務を行い、市町村長に従属する（126条2項）。市町村長は国家的監督に服する（132条1項）。受託的活動領域の処理については、市町村長は、もっぱら連邦と州の命令に従い（132条3項）、それらに対して責任を負う（131条）。

### (3) 権限

#### ①自立的（固有の）活動領域

自立的活動領域に属する事項は、制限列挙的に挙げられており（125条、128条1項a,128条2項）、従来のように一般条項によって表わされていない。もっとも、そのことが基本的な変更を意味するわけではない。制限列挙は、興味深いことに、1920年ないし1929年連邦憲法118条および120条に一致するが、この120条に国家的行政の第一審の職務として挙げられている事項は自立的活動領域に移されている。

市町村は、自立的経済主体（selbständiger Wirtschaftkörper）（125条=連邦憲法118条）として、財産管理能力を有し、その財産を自主独立に管理し、租税を徴収し、市町村住民の一般的利益に奉仕する経済的事業を営む。さらに、市町村は、地域の安全・道路・建築・消防・健康などの行政警察、救急救助制度、地方道路の維持管理など、高権の行政も保障されている（129条=連邦憲法120条）。

自立的（固有の）活動領域においては、オルトゲマインデは、連邦および州の法律を遵守して、自由な自己決定に従って、命令および処分を行うことができる（128条2項）。

#### ②受託的活動領域

ここでは、市町村は、連邦または州の執行に協力することが義務づけられる（128条3項）。それゆえに、連邦または州のために活動することとなる。

### (4) ゲマインデ類型

典型的な類型はオルトゲマインデ（Ortsgemeinde）である。オルトゲマインデよりももっと広いゲマインデ、例えば、ハプスブルク帝国時代の帝国ゲマインデ法（帝国市町村法）におけるのと類似の管区（地区）ゲマインデ（Bezirksgemeinde）を作ろうという考えは放棄された。もっとも、いくつかのオルトゲマインデが一定の目的のために結合して、州政府に直属するオルトゲマインデ連合を作ることができた。また、いくつかのオルトゲマインデは、共通の執行部を有することができた。以上いずれの場合も、州法律によって行われる（123条4項、5項）。従来の帝国ゲマインデ法の管区（地区）ゲマインデや、1920年ないし1929年連邦憲法によって意図された地域ゲマインデ（Gebietsgemeinde）と異なって、オルトゲマインデ連合は、より上位のゲマインデではない。その構成員も肉體を有する人ではなくゲマインデなので、本来の意味での地方自治体とも一致しない。

州直轄都市（後述（5））は、従来の法令都市のように、受託的活動領域がただ単に広いということによって、オルトゲマインデとは区別される。連邦直轄都市（後述（6））としてのウィーンは、州類似的性格によって、特別の形態を示している。

### (5) 州直轄都市

州直轄都市は従来の法令都市（Statutarstadt）に相当する。住民数3万人以上有する特殊なオルトゲマインデとして、州法律によって固有の「都市法（Stadtrecht）」を有することができ、単なるオルトゲマインデと同様な一般的「ゲマインデ（市町村）条例（Gemeindeordnung）」に服するわけではない（124条）。州直轄都市は、管区庁の機能を有しており（124条）、受託的活動領域が広いということによって、単なるオルトゲマインデと区別される。これに対し、自立的活動領域は、いかなる変更もなされていない。州直轄

都市は州政府に直屬しており、連邦によって受託された活動領域に関しては、州における間接連邦行政の長としての州知事に直屬する（134条）。

#### （6）連邦直轄都市ウィーン

1934年憲法は、一つの独自の章（136条～146条）において、ウィーンの法的地位を規定し、ウィーン市の憲法ともいえるウィーン市法（Wiener Stadtrecht）によって実施される（146条）。ウィーンは、単に一つのオルトゲマインデとしてではなく、州類似的地位をも有しており（136条）、州および州機関についてのさまざまな1934年憲法規定がウィーン市に準用されている（145条）。それゆえ、市長は州知事に、第一副市長は州副大臣に、その他の副市長は州大臣に、市事務長官は州事務長官に、ウィーン市議会は州議会に相当するが、あらゆる機能は、形式的に連邦直轄都市という市町村類型に融合している。個々の区における区庁の設立が新たになされた。

### 7. 法治国家性の喪失

1929年憲法に代わる1934年憲法、さらにその現実の適用は、以前の、特に1920年ないし1929年憲法時代と異なり、法治国家性の著しい喪失によって特徴づけられる。法治国家原理は、単なる形式的な原理に縮小されたのである。

特に法治国家性の縮小は、「基本権および自由権」の領域において明らかに示されていた。1934年憲法は、1867年の「国民の一般的権利に関する国家基本法」を部分的に廃止し、新たに15条ないし33条に、「国民の一般的権利に関する1867年の国家基本法」におおむね倣って作られた基本権および自由権を規定した。これらの定めは、1920年ないし1929年連邦憲法と比較して、単純立法の方法による国家的介入ないし侵害の可能性を拡大することによって、基本権的保護が著しく縮小された。また、個々の基本権（例えば、人身の自由（19条）、集会・結社の自由（24条）、言論・出版の自由（26条）など）の停止の可能性も認められる（147条7項）。

多数の基本権は、「立法拘束基本権（gesetzesfeste Grundrechte）」ではなく、いわゆる「単純基本権（einfache Grundrechte）」であって、立法者ではなく単に行政を拘束するに過ぎない。1934年憲法諸規定の保護がいかに乏しいかについての例として、「自由な意見表明」の基本権（26条）を挙げることができる。

第1項は、「すべての国民は、言語、文書、印刷物、図画その他の方法によって、法律の制限内において、自己の意見を表明する権利を有する。」と規定している（傍点筆者）。それゆえに、立法拘束基本権が問題となっているわけではない。第2項により、立法者は、特に次の制限を「言論の自由」に対して命ずることができた。

- ・ 公の平穩・秩序・安全に対する違反行為を予防するための検閲の導入
- ・ 不道徳または礼儀作法に対する重大な違反を撲滅するための措置
- ・ 青少年保護のための措置
- ・ 国民および国家のその他の利益を守るための措置

以上のような曖昧な法概念は、連邦政府による停止可能性とともに、基本権的保護をさらに制限した。こうした基本権の制限は、1934年憲法の立案者であるエンダー（Ender）

などによって、「公共の福祉」を理由に擁護されていた。

さらに、別の例として、教会や宗教団体の不平等について述べると、個々の教会や宗教団体 (Religionsgesellschaft) は、その特性あるいは国家における重要性に応じて、一般法とは異なる取り扱いを受けることができる (30条2項) ので、法律上承認された教会および宗教団体に関しては、平等取扱いの原則は捨て去られている。法律上承認されない宗教上の信仰の信奉者は、法的に組織された勤行その他信仰活動を行うため、集まり、宗教・宗派の共同体 (Religionsgemeinschaft) を作るができるという可能性も新たに存在する。この宗教・宗派の共同体には権能力および国家的保護が与えられるが、国家的監督にも服する (28条1項)。カトリック教会、法律上承認された教会および宗教団体は、それを超えて、公法上の地位を有する (29条1項)。

1934年憲法で保障され (21条)、すべての法治国家にとって放棄できない原則である「刑事法の遡及処罰の禁止」は、再び破棄された。1934年7月25日の「反乱・革命の企てに関連する可罰的行為の最終判決に関する連邦法律」は、一連の犯罪に、遡及して、しかも死刑を導入した。法的保護のさらなる侵害として、警察刑事法において、政治的犯罪における法的救済手段の制限がある。すなわち、1937年までに、国家敵対的企てを防ぐために、全部で17の命令および法律に基づいて発せられたところの決定・指令 (Bescheid) に対して、連邦裁判所に訴えを提起することが排除されたのである。

政府は、1934年憲法の発布後も、合法的な手段で政治的反抗を抑圧するという実践的方法を続けた。すなわち、国家ないし政府に敵対する企てを撲滅するための特別措置としての一一般国家委員の任命、敵対的印刷物に対する規制の強化、拘留法、国家保護法、秩序保護法など。

1936年の連邦兵役義務法 (連邦憲法律) は、「公の目的のための一般的兵役義務」を導入し、満18歳から42歳までのすべてのオーストリア男性国民は、その肉体的および精神的特性に応じて、武器を所持しまたは武器を所持せず、一定期間、公の目的のために兵役に就くことを規定した。

## おわりに

### 1. 1934年憲法のさまざまな問題点

1929年憲法に代わる新たな憲法制定過程、および、職能身分制国家概念を体現する新たな憲法である1934年憲法とその現実の適用は、多くの問題を引き起こすことになった。本稿のまとめを兼ねて要点を述べると、以下のごとくである。

- ①1934年憲法の前提を成し、ローマ教皇の回勅に基づくところの中世的で美化された「職能身分制国家」は、対立なき社会の経済的基盤や職能団体の利害関係の現実的認識を欠き、理想通りには行かなかった。また、政府によって、国民議会が「自己停止 (自己解散)」したとされ、政府立法の正統性が主張される。さらに、憲法裁判所の「自己停止」も演出され、憲法違反の政府立法が法的統制を免れることとなった。
- ②1934年憲法は、1917年の戦時経済授權法に基づく政府命令に依拠した。しかし、授權法の枠である「経済的利害関係」を超える憲法の発布であり、しかも1929年憲法の全面的

改正であったにもかかわらず、それに必要な「国民投票」を経るものではなかった。

- ③②の憲法違反、法律違反を避けるため、政府は国民議会の承認を得ようとして国民議会を召集した。しかし、社会民主党を排除しての与党のみの「残部議会」であり、憲法的決議に必要な定足数を満たすことはできなかった。それにもかかわらず、憲法の全面改正の際の国民投票条項を廃止する憲法律を制定し、1934年憲法を成立させた。
- ④1934年憲法前文の「オーストリア国民は、…この憲法を受け取る」という表現に示されているように、「国民自らが自らに憲法を与える」という国民主権概念が拒否されている。民主主義の原理が権威主義の原理によってとって代わられている、すなわち、国民代議機関が政府および政府によって任命された機関によってとって代わられているので、「共和国」「民主主義」という言葉が避けられている。国民の国家権力への関与は、控えめな、しかも間接的な方法でのみ生じている。国民は、職能身分的に区分された自治行政に制限され、その自治行政が国家的意思形成に関与しうるものとされた。もっとも、こうした職能身分的組織は、農林業と公務以外はほとんど実現できず、1938年に至るまで、権威主義的国家体制が支配していた。
- ⑤連邦の通常立法につき、1934年憲法は、議決機関である「連邦議会」の前段階として、いくつかの諮問機関を設置した。連邦議会は諮問機関の“選り抜き”を意味するものとされていたが、諮問機関が予め法案を専門的審査に服させていたこともあって、実質は、主従が逆転し、連邦議会は諮問機関の一小委員会に過ぎなくなってしまっていた。
- ⑥連邦の通常立法につき、連邦政府の優位性が明らかであった。連邦政府のみが法案発案権を有し、また、諮問機関の専門的意見を考慮しないことも可能であった。さらに、連邦政府によって持ち込まれた法案につき、連邦議会は討論も修正もすることができず、修正なしに受け入れるか、拒否するかを決定しなければならなかった。正しく、諮問機関、議決機関など現実の政治的影響力を有しない諸機関は、権威主義的決定メカニズムを覆い隠すための舞台装置であった。
- ⑦連邦の通常立法につき、連邦議会が法案を否決しても、連邦政府は、この法案を国民投票に服させることができた。国民投票において絶対多数で法案に賛成するならば、連邦議会の議決は無効とされた。この意味において、連邦議会の議決は国民投票に代わるものではなかった。
- ⑧連邦の特別立法につき、通常立法を補う、あるいは通常立法に代わるものとして、「連邦政府の緊急権」「連邦大統領の緊急権」「国民投票」「1934年授権法に基づく政府命令」と多くの手段が1934年憲法に組み込まれていた。さらに、通常立法を用いるか、特別立法を用いるかの選択権は、議決機関である連邦議会ではなく、連邦政府の裁量に委ねられていた。
- ⑨連邦行政につき、1934年憲法は、連邦大統領と連邦首相の“二頭政治”を前提にして（連邦大統領の憲法上の多くの行為に、連邦首相の提議や副署が要求されている）、両者の協力とバランスでもって国政を運営しようと試みたが、現実には、連邦大統領は、“過ぎ去った政治制度の生きた記念物”的存在であり、連邦首相ないし連邦政府が権力の中枢を占めていた。



- ⑩会計検査院は、連邦政府と強く結びつき、執行部に従属することとなった。
- ⑪職業的自治組織については、個々の自治組織がより大きな組織に組み込まれるなどして、民主的自治行政が後退した。
- ⑫1934年憲法では「裁判官の独立と配転禁止」が保障されていたが、1934年憲法経過法などにより一時停止された。司法大臣は、「重要な理由」があれば、裁判所の事務配分に介入できた。正しく、政府は、警察および司法を、その“政策のための伸びた腕”とみなすことも可能であった。
- ⑬陪審制が参審制に取って代われ、裁判の素人的要素が弱められた。
- ⑭1934年憲法で保障されていた「刑事法の遡及処罰の禁止」原則は、特別法により、反乱など一部犯罪につき放棄された。また、国家敵対的企てに対する法令に基づく政府決定に対して、連邦裁判所に訴えを提起することが排除された。
- ⑮1934年憲法は、いくつかの基本権および自由権を保障していたが、多数の基本権は「立法拘束基本権」ではなく「単純基本権」であり、曖昧な法概念と相まって立法権を効果的に拘束することはできなかった。さらに、個々の基本権の停止の可能性も存した。
- ⑯1934年憲法で創設された州評議会は諮問機関の一つにすぎなくなり、その地位は、1920年ないし1929年憲法の連邦参議院より弱いものとなった。
- ⑰州議会のすべての議決は連邦首相の承認を必要とし、州立法に対する中央のコントロールが強まった。州議会は連邦の立法機関の単なる「諮問機関」の一つにすぎなくなった。また、州知事は、連邦首相の提議に基づき、連邦大統領によって罷免された。一般公安警察権が州知事から奪われ連邦の直接行政に移された。
- ⑱市町村は国家的監督に服する。市町村住民は、職能身分組織代表を通じて間接的に市町村の意思形成に関わるにすぎない。
- ⑲カトリック教会は、1933年の政教条約（コンコルダート）によって教会支配権（婚姻法、教会裁判権、宗教教育など）を獲得し、オーストリアファシズムの便乗者の一人であったが、他面、イデオロギー面から、国の権威主義的体制を支える精神的支柱を提供した。
- ⑳1934年憲法諸規定も、1934年憲法経過法によって、その実現が長きにわたって妨げられた。

## 2. 1934年憲法と歴史的残滓

1934年連邦憲法制定当時のオーストリア連邦首相ドルフスなど憲法起草者たちは、まさに誕生しようとする新たな憲法に、ドイツ、オーストリア、イタリアなどさまざまな国々の歴史的息吹を与えて美化しようと試みた。憲法の基礎を成すところの「職能身分的基礎に基づくところの社会的・キリスト教的・ドイツ的オーストリア国家」の理想的イメージとして、農夫と召使いが共に働き、共に同じ食卓で食事し、共にひざまずきロザリオの祈りを唱えるという中世的でロマンティックな理想的社会を描いている。また、オーストリアの市長によるシュテファン寺院での厳粛な「連邦大統領選出」については、隆盛を誇ったかつての神聖ローマ帝国の選挙候の皇帝選出を彷彿させる。さらに、連邦の立法機関と

して、法案が国家高権、公共の福祉、合目的な法律執行の要請に合致しているかどうかについて意見を述べ、「功勞のある、性格のしっかりした」連邦市民から選ばれる「国務評議会」については、かつてのオーストリアハプスブルク帝国時代の帝国議会上院を思い出させる。さらに、「連邦大統領による州知事の任命」や「州法律の成立に連邦首相の同意が必要」についても、オーストリア帝国時代の、帝国君主が邦知事を任命し、邦法律の成立に君主の裁可が必要であったことを意識させる。さらにまた、1934年憲法が前提とするところの、連邦大統領と連邦政府の“二頭政治 (Duumvirat)”も古代ローマ共和制時代の三頭政治を思い出させる。このように、1934年憲法には、オーストリア国民の国家意識を呼び覚ますためのさまざまな“仕掛け”が仕組まれていたのである。

しかし、憲法を取り巻く国内外の厳しい現実、および1934年憲法経過法は、ドルフスなど憲法起草者の意図を理想通りに実現させるものではなかった。ウィーン大学教授エーリッヒ・ツェルナーも、権威主義的身分制体制の瓦解について、次のように締めくくっている。「この体制は国家社会主義に敵対しオーストリア国家の独立を守ろうとする全精力の結集に失敗した。三つの政治的陣営は1933年、34年以後も存在してはいたが、その内二つは非合法化された。…この三グループのいずれの一つを取ってもオーストリア国民の過半数の支持を得ていなかった。その限りにおいては政府も少数派を代表しているにすぎなかった。民主主義を建て前としていたオーストリアが…ムッソリーニとヒトラーとの間で窮地に立たされ、民主主義の大国との国境を共有することなく、西欧諸国からのプラトニックな共鳴以外、何ほどの実質的な支援もなしに、長い間第三帝国への抵抗を続けられようとはもちろん信じ難いことである。それにしても実際には5年間、持ちこたえた。」(リンツビヒラ裕美訳)

1938年3月13日、ザイス・インクヴァルト新内閣は、「ドイツ帝国へのオーストリア合邦に関する法律」を決定し、既成事実化していたオーストリアのドイツ第三帝国への併合(学説によっては、占領)は合法化され、オーストリアは、ドイツ帝国の一つの州にすぎなくなってしまう。その後、1943年11月のモスクワ宣言は、ドイツとの合邦の無効を宣言し、独立のオーストリアの再建を宣言した。レンナーによるオーストリア仮政府は、1945年5月1日、「1929年憲法の本文における連邦憲法の新たな有効性に関する憲法」を發布し、1929年憲法の復活することを宣言する。かくして、戦後、1934年憲法が復活したわけではないが、1934年憲法の存在自体は決して無意味ではなかったと思われる。いずれの憲法も、その国、その時代の歴史的使命を受け誕生し成長し、そして、歴史的使命を果たし、あるいは果たせずに消滅する。1934年憲法についても、1934年憲法が生きた厳しい時代を視野に入れ、当時の人々が1934年憲法に託した課題、さらに、1. で指摘した1934年憲法のさまざまな問題点を考慮するならば、後の時代に対して大きな教訓となるべきものを多く残していったと考えられる。

#### 参考・引用文献

- ・Ludwig K. Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- ・Ernest C. Hellbling, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag,

1956.

- ・Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (Zweite Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Universitätsverlag Rudolf Trauner, 1992.
- ・Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (Siebente Auflage)*, Manz-Verlag, 1998.
- ・高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第四版〕』、有信堂、2009年。
- ・南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
- ・カール・レンナー著 太田仁樹訳『諸民族の自決権』、御茶の水書房、2007年。
- ・ Folkmarル・ラウバー編 須藤博忠訳『現代オーストリアの政治』、信山社、1997年。
- ・矢田俊隆『オーストリア現代史の教訓』、刀水書房、1995年。
- ・細井保『オーストリア政治危機の構造』、法政大学出版局、2001年。 など

さらに、

- ・拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1848年～1851年 初期立憲主義の確立—(1)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第16巻、第2号、2003年。
- ・拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1848年～1851年 初期立憲主義の確立—(2)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第17巻、第1号、2003年。
- ・拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1852年～1867年 君主的統一国家（新絶対主義）—(1)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第18巻、第3号、2005年。
- ・拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1852年～1867年 君主的統一国家（新絶対主義）—(2)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第19巻、第1号、2005年。
- ・拙稿「多民族の共存をめざして—オーストリア・ハンガリー二重君主国を例にして—(1)」、『ヨーロッパにおける人権問題』（大阪国際大学研究叢書 No.14）、2006年。
- ・拙稿「多民族の共存をめざして—オーストリア・ハンガリー二重君主国を例にして—(2)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第21巻、第1号、2007年。
- ・拙稿「オーストリア・クレムジール憲法草案 再考—クレムジール憲法草案と1920年連邦憲法との思いがけない類似性をめぐって—(1)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第23巻、第2号、2010年。
- ・拙稿「オーストリア・クレムジール憲法草案 再考—クレムジール憲法草案と1920年連邦憲法との思いがけない類似性をめぐって—(2)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第23巻、第3号、2010年。
- ・拙稿「オーストリア1920年連邦憲法とハンス・ケルゼン—オーストリア法治主義 (Legalitätsprinzip) の展開—(1)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第25巻、第3号、2012年。
- ・拙稿「オーストリア1920年連邦憲法とハンス・ケルゼン—オーストリア法治主義 (Legalitätsprinzip) の展開—(2)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第26巻、第1号、2012年。
- ・拙稿「オーストリア1920年連邦憲法とハンス・ケルゼン—オーストリア法治主義 (Legalitätsprinzip) の展開—(3)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第26巻、第3号、2013年。
- ・拙稿「オーストリア1920年連邦憲法とハンス・ケルゼン—オーストリア法治主義 (Legalitätsprinzip) の展開—(4)」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第27巻、第1号、2013年。

